

平成26年第1回尾張旭市公平委員会議事録

1 開催日時

平成26年3月6日(水)

開会 午前10時00分

閉会 午前10時45分

2 開催場所

尾張旭市役所2階 201会議室

3 出席委員

委員長 黒澤佳代

委員 戸塚理人

委員 岡本浩

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

行政課長 木上恒夫

行政課係長 谷口洋祐

行政課副主幹 森下佳美

7 会議に付した事件

第1号議案 職員団体の申請書の記載事項の変更登録について

8 議事要旨

行政課長	<p>本日は、御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>議事に入ります前に、戸塚委員におかれましては、昨年10月に東京で開催されました全国公平委員会連合会通常総会において、8年表彰の部で表彰されましたので、皆様に御報告申し上げます。</p> <p>(戸塚委員挨拶)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議案には、職員団体の役員の役職、氏名及び住所といった個人情報が含まれております。これらの内、役職及び氏名については、この職員団体の機関紙により公表されていますが、住所については非公開とされているものです。従いまして、住所は尾張旭市情報公開条例における非</p>
------	---

	<p>公開情報に該当しますので、会議中、住所についての発言を控えること及び傍聴者用の資料中、該当部分を黒塗りすることで、会議を公開とすることについて提案したいと思います。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
行政課長	<p>それでは議事の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
委員長	<p>委員3名が出席しております。</p> <p>地方公務員法第11条第1項に定める定足数を満たしておりますので、ただ今より平成26年第1回尾張旭市公平委員会を開会します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>本日の議案は、第1号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』の1議案でございます。</p> <p>それでは議案について、事務局から説明してください。</p>
係長	<p>(資料の確認)</p> <p>それでは、議案資料をお手元に御準備ください。第1号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』、御説明いたします。資料の1ページを御覧ください。</p> <p>この案は、地方公務員法第53条第9項の後段で準用する同条第5項の規定より、職員団体の登録申請書の記載事項の変更を行おうとするものでございます。関係法令の資料をお配りしておりますので、そちらを御覧ください。</p> <p>下線部分が要旨ですが、登録を受けた職員団体は、その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならないとされています。</p> <p>また、資料の裏面ですが、尾張旭市職員団体の登録に関する条例第4条第1項では、登録を受けた職員団体は、そ</p>

係長	<p>の規約若しくは登録の申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会に書面をもって届け出なければならないとされています。</p> <p>これらの規定により、登録を受けている職員団体である、尾張旭市教員組合の代表者から届出があったため、変更登録する必要が生じたものでございます。</p> <p>資料の1ページにお戻りください。</p> <p>変更登録の内容は2点ございます。</p> <p>変更内容の1点目は、組合事務所の所在地の変更でございます。変更届の写しは、資料の2ページに添付してございます。当該組合の事務所の所在地が、尾張旭市城山町城山13番地1の城山小学校内から南新町中畑252番地の本地原小学校内へ変更になったものでございます。なお、組合の事務所は、尾張旭市教員組合規約の第1条において、組合長の勤務校と定められているものでございます。</p> <p>変更内容の2点目は、理事その他の役員に関する事項の変更でございます。資料の3ページに改任届の写しを添付してございます。当該組合規約第16条の規定により、役員は組合長、副組合長、書記長、会計の4名であり、この度、役員が改任され、届出があったものでございます。なお、資料の3ページに改任届の写しを、資料の4ページには、役員を選出に係る、当該組合の選挙管理委員長による役員改任証明書の写しを添付しております。</p> <p>以上2点につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますでしょうか。</p> <p>(「質問なし」の声あり)</p> <p>御質問はないようです。</p> <p>尾張旭市教員組合の職員団体の申請書の記載事項を、公平委員会に変更登録することについて、御異議はございませんか。</p>

委員長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議がないようですので、変更登録することといたします。事務局で、通知及び登録簿への登録をお願いいたします。</p> <p>では次第3の「その他」に移ります。委員の皆様方から何かございますか。</p>
戸塚委員	<p>このところ、県内自治体における公務員の手当の不正受給について、新聞等で報道が続いています。尾張旭市の職員についても、新聞報道がありました。処分を受けた職員からは、不服申立てなどはありませんか。</p>
行政課長	<p>ある自治体の不祥事が報道されますと、それをきっかけにして、各自治体で調査が行われます。</p>
係長	<p>当市におきましても2年前に調査をしており、その際に2件、不正受給がありました。それらについては、懲戒処分以外の口頭嚴重注意であったようです。</p>
戸塚委員	<p>そういった調査は、どこが行うのですか。</p>
行政課長	<p>人事課が行います。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様、他に何かございますか。</p>
	<p>(「なし」の声あり)</p>
委員長	<p>事務局からは何かありますか。</p>
副主幹	<p>平成25年度の尾張旭市職員の分限及び懲戒処分の状況について、平成26年3月1日時点のものではございますが事務局より御報告いたします。</p> <p>お手元の資料を御覧ください。今年度は、分限処分が6件、懲戒処分が1件ございます。</p> <p>分限処分の6件につきましては、全て、心身の故障のため、長期の休養を要する場合の休職であり、この内の、2件については同一人物でございます。</p> <p>また、懲戒処分につきましては、不適切な事務処理を行</p>

副主幹	<p>ったことによる戒告処分でございます。</p> <p>今年度の件数等が確定しましたら、来年度の公平委員会で御報告させていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>ただ今、事務局から職員の分限及び処分の報告をいただきましたが、これについて、委員の皆様、いかがでしょうか。</p>
岡本委員	<p>職員の方にしてみれば、何らかの処分がなされれば、不服などのいろいろな思いがあると思います。分限・懲戒といった重いものであればなおのこと。職員の働きやすい環境を守るため、われわれ公平委員が存在するのであると思います。職員団体関連の議事での会の開催のほかに、処分に関しても会を開催することについて、提案します。</p>
行政課長	<p>職員の処分等に関して、委員のみなさまに情報提供できますよう、打合せの場を設けることについて、御提案をいただきました。ありがとうございました。今後検討してまいります。</p>
戸塚委員	<p>尾張旭市では、公平委員会に対して不服申立てが提出されず、平穏なのは喜ばしいことですが、いざ出されたときのために、事務処理についてまとめておいていただきたいと思います。</p>
行政課長	<p>そのようにいたします。</p>
委員長	<p>その他に御意見等はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>事務局からはいかがですか。</p>
行政課長	<p>特にございません。</p>
委員長	<p>それでは、これをもちまして、尾張旭市公平委員会を閉会いたします。</p>